

犯罪被害給付制度の見直しについて

政令改正

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令)

1 幼い遺児に係る遺族給付金の引上げ

遺族給付金の算定に用いられる「倍数」について、生計維持関係遺族※に8歳未満の遺児が含まれる場合は、当該遺児の年齢及び人数も勘案した「倍数」となるよう改めた。

※ 犯罪行為時、犯罪被害者の収入によって生計の全部又は一部を維持されていた妻、60歳以上の夫、18歳未満の子・孫・兄弟姉妹等をいう。

2 重傷病給付金の給付期間の延長

重傷病給付金の給付期間について、犯罪行為により負傷又は疾病が生じた日から起算して「1年」とされていたところ、「3年」に延長。

3 仮給付金の額の制限の見直し

速やかに裁定できない事情があるときに支給できる仮給付金の額について、支給決定時点で認定可能な犯罪被害者等給付金相当額の「3分の1」が上限とされていたところこの上限を当該犯罪被害者等給付金相当額に改めた。

国家公安委員会規則改正

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則)

4 親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し

○ 段階的支給額設定の簡素化

諸々の事情の有無を段階的に認定することによって支給額を決定する仕組みを簡素化し、単に、犯罪行為時、親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には、当該親族関係を理由とした支給制限を行わないこととした。

○ 18歳未満の者に対する給付の特例

犯罪行為時18歳未満であった者が犯罪被害者等給付金を受給する立場にあるときは、その者と加害者との間の親族関係を理由とした支給制限を行わないこと等とした。

○ 親族の区分類型の合理化

四親等以上の親族関係については、親族関係を理由とした支給制限を行う類型から外すこと等とした。

【上記の政令・規則は、平成30年4月1日から施行】